(b)　検出下限以上の面積がある場合の計算方法

５．⑺で得られたクロマトグラムについてベンジルアルコールの保持時間に係数0.60を乗じた保持時間から安息香酸メチルの保持時間までの合計の面積値Ａを求める。次にベンジルアルコールの保持時間に係数0.60を乗じた保持時間から安息香酸メチルの保持時間に係数3.10を乗じた保持時間までの合計の面積値Ｂを求める。Ａ÷Ｂ×100を求めて酸化生成物指数とする。

酸化生成物指数（%）＝Ａ÷Ｂ×100

ここに、Ａ：（ベンジルアルコールの保持時間（分）×0.60）から安息香酸メチルの保持時間（分）までのクロマトグラムの面積値

Ｂ：（ベンジルアルコールの保持時間（分）×0.60）から（安息香酸メチルの保持時間（分）×3.10）までのクロマトグラムの面積値

この指数を日本工業規格Ｚ8401号（数値の丸め方）によって小数点以下１けたに丸める。

（備考）　Ｂを求める際に、(安息香酸メチルの保持時間（分）×3.10）でもクロマトグラムが基線まで下がらない場合には、下がりきった時間までの面積値とする。

(c)　検出下限未満の場合の計算方法

５．⑺で得られたクロマトグラムについてベンジルアルコールの保持時間に係数0.60を乗じた保持時間から安息香酸メチルの保持時間までの合計の面積値Ａを求める。次にベンジルアルコールの保持時間に係数0.60を乗じた保持時間から安息香酸メチルの保持時間に係数3.10を乗じた保持時間までの合計の面積値Ｂを求める。次に５．⑸で設定した保持時間を基に、フェノールの保持時間±0.03分、*m*-クレゾールの保持時間±0.03分、*o*-クレゾールの保持時間±0.03分、２，３-キシレノールの保持時間±0.4分に相当する成分の合計面積値Ｃを求める。(Ａ－Ｃ）÷Ｂ×100を求めて酸化生成物指数とする。

酸化生成物指数（%）＝（Ａ－Ｃ）÷Ｂ×100

ここに、Ａ：（ベンジルアルコールの保持時間（分）×0.60）から安息香酸メチルの保持時間（分）までのクロマトグラムの面積値

Ｂ：（ベンジルアルコールの保持時間（分）×0.60）から（安息香酸メチルの保持時間（分）×3.10）までのクロマトグラムの面積値

Ｃ：５．⑸で設定した保持時間を基に、フェノールの保持時間±0.03分、*m*-クレゾールの保持時間±0.03分、*o*-クレゾールの保持時間±0.03分、２，３-キシレノールの保持時間±0.4分に相当する成分のクロマトグラムの全面積値

この指数を日本工業規格Ｚ8401号（数値の丸め方）によって小数点以下１けたに丸める。

（備考）　Ｂを求める際に、(安息香酸メチルの保持時間（分）×3.10）でもクロマトグラムが基線まで下がらない場合には、下がりきった時間までの面積値とする。

⑵　精度

この方法によって得られた測定結果の許容差（確率0.95）は、次のとおりである。

(a)　室内併行精度

同一試験室において、同一人物が同一試験器で、引き続き短時間内に同一試料を２回試験したときの、試験結果の差の許容差を表２に示す。

(b)　室間再現精度

異なる試験室において、別人が別の試験器で、同一試料をそれぞれ１回ずつ試験したときの、２個の試験結果の差の許容差を表２に示す。

表２　精　　度

単位　%

酸化生成物指数	室内併行精度許容差	室間再現精度許容差
0.0以上　1.7以下	0.05Ｘ＋0.02	0.26Ｘ＋0.10

７．結果の判定

６．⑴で得られた酸化生成物指数の判定は次の⑴～⑶による。

⑴　酸化生成物指数が0.5%以下の試料は、日本工業規格Ｋ2261号（石油製品―自動車ガソリン及び航空燃料油―実在ガム試験方法―噴射蒸発法）で定める試験方法により測定した場合における実在ガムの数値が５㎎／100ml以下とみなす。

⑵　酸化生成物指数が0.5%を超える試料は、日本工業規格Ｋ2261号（石油製品―自動車ガソリン及び航空燃料油―実在ガム試験方法―噴射蒸発法）で定める試験方法による測定を行う。

⑶　酸化生成物指数が0.5%以下の試料であっても、下記の疑義の生じた試料は、日本工業規格Ｋ2261号（石油製品―自動車ガソリン及び航空燃料油―実在ガム試験方法―噴射蒸発法）で定める試験方法による測定を行う。

(a)　６．⑴で求めたＢの値がクロマトグラフ調整液のＢの値に比して2.5倍を超える試料

(b)　濁り、色相等の外観に異常の認められる試料

(c)　クロマトグラム上に疑義が認められる等、酸化生成物指数の測定結果に疑義を生じた試料

官　庁　報　告

官　庁　事　項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

群馬県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

平成二十四年七月二日　　気象庁長官　羽鳥　光彦

一　水防活動用洪水予報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間 上流端	区間 下流端	基準地点	共担同当実官施署機及関び
利根川水系	石田川	左岸　群馬県新田郡尾島町大字下江田地先三四二―一 右岸　群馬県太田市大字六千石地先〇五一―一	利根川への合流点	牛沢下田島、	前橋地方気象台 群馬県 課県土整備部河川

二　開始期日　公示の日から

国　家　試　験

通関士試験公告

第46回通関士試験の実施について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年７月２日　　財務大臣　安住　　淳